



～平成30年度南砺市不育症治療費助成金制度について～ 治療費を1回の治療*につき30万円まで助成します。

(※1回の治療とは、不育症の診断のための検査から、妊娠を経て治療に至る過程で、医師が認めるものです。)

H30.11.1～申請時の必要書類が追加となります。

◆対象となる治療◆

不育症の診断に係る検査費及び妊娠した際に行われたへパリンを主とした治療費(いずれも保険適用部分のみ)

◆対象となる夫婦の要件◆

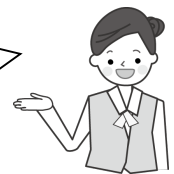
- 婚姻届を提出している夫婦であること。
- 申請日において、夫婦のどちらかが市に引き続き1年以上居住していること。(どちらか一方のみ居住しておられる場合は居住実態を確認させていただきます。)
- 国民健康保険法、健康保険法その他の規定による医療保険法の被保険者であること。
- 助成を受けようとする者及び同一世帯家族が市税を滞納していないこと。

◆申請期限◆

申請の対象となる1回の治療のうち、検査の終了した日又は1回の治療が終了した日の属する年度の末日まで。(今年度は平成31年3月29日(金)までです)

- (1)不育症治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)*
 - (2)不育症治療医療機関受診証明書(様式第2号)*
 - (3)医療機関及び院外処方薬局の発行する領収書
 - (4)夫婦の健康保険証の写し
 - (5)戸籍抄本(新規申請の場合又は夫婦が同一世帯でない場合に限る。)
 - (6)申請者及び同一世帯家族の市税の完納証明書(H30.11.1より追加)
- ※(1)及び(2)は、南砺市の『すこやかひろばinなんと』のホームページからダウンロードできます。
- ※(5)及び(6)は、市内各行政センターで交付申請手続きをしてください。
- 審査の都合上、上記以外の書類を追加で提出していただくことがあります。

治療が終了したらできるだけ速やかに申請してください。財源に限りがあるため、期限までに申請できない場合は、早めに連絡をお願いします。



★問い合わせ先★ 南砺市保健センター TEL：0763-52-1767

